

“赤” ⇔ “熊本”

首都圏向け広報展開に係る企画大募集!!

～首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信!!～

熊本県は、「“赤”と言えば熊本、熊本と言えば“赤”」と首都圏の方々が連想できるようにするため、首都圏へ“赤”の統一ブランドイメージを発信します。

この発信に当たり、広報展開の企画・実施業務を委託することとしていますが、選定のため、企画コンペを実施します。

なお、企画コンペに当たり、5月24日(金)に東京会場と熊本会場で説明会を開催します。

企画コンペの概要

※提出様式等詳しくは、「平成25年度『首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信』業務募集要項」をご覧ください。「赤と言えば熊本 企画コンペ」で検索
(URL: <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/3/kumamoto-redproject2013e.html>)

◆説明会(5月24日(金)14:00～15:00)

企画コンペの内容を説明するため、東京会場と熊本会場にて説明会を開催します。

参加を希望する場合には、平成25年5月23日(木)正午までに、下記提出先に、説明会参加申込書(別紙様式1)をFAXにて提出してください。

なお、企画コンペへの参加を希望する場合は、原則として説明会に参加してください。

- (1) 東京会場 ホテルルポール麹町 3階「ガーネット」(東京都千代田区平河町2丁目4番3号)
- (2) 熊本会場 熊本県庁 行政棟本館1階 101会議室(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)

◆企画コンペ参加申込み(6月3日(月)正午まで)

企画コンペ参加申込書(別紙様式2)等必要書類を下記提出先に提出(持参又は郵送)してください。

◆提案書提出(6月14日(金)正午まで)

参加申込みをされた会社は、提案書を下記提出先に提出(持参又は郵送)してください。

◆審査等

提案書提出後、第1次審査(書類審査)及び最終審査(プレゼンテーション)により、委託先を決定します。(7月上旬決定予定)

◆予算額

3,200万円

【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県知事公室広報課企画・広報班 担当:倉永、濱田
電話 096-333-2027(直通)
ファックス 096-386-2040
電子メール kikakukouhou@pref.kumamoto.lg.jp

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務募集要項

1 業務の目的

首都圏へ熊本の“赤”の統一ブランドイメージを発信し、「赤」と言えば熊本、熊本と言えば“赤”と首都圏の方々が連想できるようにすることを今回の業務の目的とし、今後の本県関係各課が実施する個別の“赤”関連事業がスムーズに展開できるようにしたい。

2 委託する業務

別添『平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託仕様書』のとおりです。

3 企画コンペの参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人又は法人で構成される団体とします。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、次に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) この公告の日から受託者の選定の日までの間に、国又は地方公共団体による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (9) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下（「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

なお、代表団体及びその構成員は上記の（１）～（９）のすべてを満たすこととします。

4 受託者の選定方法

(1) 第１次審査（書類審査）

募集期間終了後、資格審査のうえ、評価項目に基づき提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる３～５件程度の提案を選考します（平成２５年６月２５日（火）予定）。必要に応じて電話等によるヒアリングを行います。

選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知します。

なお、選考に当たっては、次の評価項目について審査を行います。

評価項目
①提案内容は、業務の目的を理解したものとなっているか。
②提案された広報媒体の分量（放送回数、掲載回数、祭事回数など）は、適当か。
③フックを効果的に活用した広報展開か。
④話題性がある（パブリシティの獲得が見込める）“しかけ”があるか。
⑤クチコミで拡がる“しかけ”があるか。
⑥広報展開スケジュールは、効果的な時期をとらえているか。また、準備期間に無理はないか。
⑦本業務を運営・遂行するスタッフ体制は、十分か。（パートナー企業の数に制限はないが、仮にそれらが多数入ることにより、本県の考えが上手く伝わらない、スピードが損なわれるなど懸念を抱かせる提案になってないか。）

(注意事項)

※ 「くまモン」を活用する場合の留意事項等については「くまモンオフィシャルホームページ」を参考としてください。

※ 熊本県宣伝部長であるタレントの「スザンヌ」さんを活用する場合は、東京都内での出演料２回分までは別契約で確保予定であるため、その経費は不要です。

※ 「テレビ等媒体側への売り込み活動」及び「プレスリリースの配信」については、本県において別途実施予定のため、提案不要です。

(2) 最終審査（プレゼンテーション）

第1次審査を通過した提案については、次のとおり、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）をしていただき、最も事業効果が高いと見込まれる提案者を受託者として選定します。

選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知します。

ア 日時 平成25年6月28日（金）、7月1日（月）を予定

質疑応答を含め、持ち時間は1時間程度を予定

イ 詳細な日時、場所等は、第1次審査を通過した提案者に文書にて通知します。

5 説明会

企画コンペの内容を説明するため、東京会場と熊本会場にて説明会を開催します。

説明会への参加を希望する場合には、平成25年5月23日（木）正午までに、5頁の提出先に、説明会参加申込書（別紙様式1）をFAXにて提出してください。

なお、企画コンペへの参加を希望する場合は、原則として説明会に参加してください。

(1) 東京会場

ア 日時 5月24日（金）14:00～15:00（受付開始13:45～）

イ 場所 ホテルルポール麹町 3階「ガーネット」

〒102-0093東京都千代田区平河町2丁目4番3号

(2) 熊本会場

ア 日時 5月24日（金）14:00～15:00（受付開始13:45～）

イ 場所 熊本県庁 行政棟本館1階 101会議室

〒862-8570熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

6 企画コンペ参加申込み

(1) 提出物

ア 企画コンペ参加申込書 1部

別紙様式2

イ 実績書 1部

別紙様式3

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限ります。

エ 印鑑証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した法人の印鑑証明書の原本に限ります。

オ 消費税及び地方消費税納税証明書 1部

管轄の税務署の様式その3の3（未納税額のない証明書）

カ 都道府県税納税証明書 1部

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の（その6）証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

キ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（決算期変更等で決算の月数が1年に満たない場

合は、事業年度二期分の決算書)の写し 1部

ク 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限ります。様式は任意です。

※平成25年度の熊本県の入札参加資格を有している方は、上記ウ〜クまでの書類を省略できます。
その場合、別紙様式2にある「(参考) 入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入してください。

(2) 提出期限

平成25年6月3日(月)正午まで。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着とします。

(3) 提出先

5頁の提出先に提出してください。

7 提案書の提出

(1) 提案書

次の項目を盛り込んで作成してください。

ア 表紙(別紙様式4)

イ 概要

今回提案する企画の全体概要をA4縦1枚で分かりやすく簡潔にまとめてください。

ウ 企画コンセプト

エ 企画の提案とその理由

実際の広報展開がイメージできるような画像等も書類に添付してください。

オ 企画内容に応じたスケジュール(管理運営計画含む)

カ 本業務に携わるスタッフの役割、特長(強みなど)、実績等

キ 参考見積額

内訳を明確にしてください。

(2) 提出部数 正本1部 副本10部

(3) 提出期限

平成25年6月14日(金)正午まで。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着とします。

(4) 提出先

5頁の提出先に提出してください。

(5) 注意事項

ア 提案者名は、提案書の表紙以外には記入しないでください。

イ サイズは原則A4版とし、クリップ止め(テープ等で止めない)をお願いします。

8 予算額

32,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

提示額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲

内で決定することとなります。そのため、提示した額とは必ずしも一致しません。

9 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手して下さい。

ホームページアドレス

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/3/kumamoto-redproject2013e.html>

10 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとします。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めません。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しません。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しません。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とします。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがあります。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づき公開することがあります。
- (7) お渡しする資料(別添資料「本県の主な赤の魅力及びイベント等」)以外は、独自で入手してください。
- (8) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分御注意いただき、関係者とトラブルがないようにしてください。
- (9) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、熊本県に帰属するものとします。
- (10) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (11) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができませんので御注意ください。(この場合、次順位の方と契約を締結します。)
- (12) 企画審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (13) 企画コンペについての問合せは、電話、ファックス、メールで受け付けますので、質問票(別紙様式5)を活用してください。なお、応答の内容は、必要に応じて参加者全員に知らせる場合があります。

【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 熊本県知事公室広報課企画・広報班 担当：倉永、濱田
電話：096-333-2027(直通) FAX：096-386-2040 Eメール：kikakukouhou@pref.kumamoto.lg.jp

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託仕様書

1 委託業務名

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務

2 目的

本県の県政の基本方針である「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の推進に当たって、本県の首都圏における広報展開については、下記のことを目標（達成したい状態）としている。

- (1) 特に首都圏において、熊本のさまざまな魅力（自然、歴史・文化、食、政策 等）が認知され、好感度が上昇する状態。
- (2) 活力溢れる元気なくまもとのイメージが形成される状態。
- (3) 誇りを持ち、夢の実現に挑戦するくまもとのイメージが形成される状態。
- (4) 熊本の産物を買いたい、食べたい、熊本に行ってみたいと感じる人が増加する状態。
- (5) 多数の影響力のある人が熊本に魅力を感じたり、取組みに共感し、熊本の情報を自ら発信する状態。

このような目標において、本県営業部長くまモンの活躍により、首都圏における熊本の情報接触度は格段に向上しているものの、日本を代表する阿蘇などの観光地や安心安全な農産物などの県産品の認知度やイメージ形成は、高くなっているとはいえないのが現状である。

一方で、本県は、今もなお噴煙を上げる阿蘇の火口や火振り神事、大火文字焼きなど火にまつわる伝承が数多く残るため、古来より「火の国」と呼ばれてきた。

また、本県の基幹産業である農林水産業においては、全国有数の生産量を誇るトマト、すいか、いちご、さらには日本最大級の草原で暮らすあか牛、天草大王（赤鶏）、鯛、赤酒など“赤”いものが多数存在しており、「幸せ実感くまもと4カ年戦略」において「“赤”で売り出す」ことを明示している。

このようなことから、首都圏へ熊本の“赤”の統一ブランドイメージを発信し、「“赤”と言えば熊本、熊本と言えば“赤”」と首都圏の方々が連想できるようにすることを今回の業務の目的とし、今後の本県関係各課が実施する個別の“赤”関連事業がスムーズに展開できるようにしたい。

3 委託業務の内容

- (1) 上記目的を達成するための首都圏における一連の広報展開の実施。
- (2) 広告換算額等による広報効果の定期的な測定及び報告

4 著作権に係る留意事項

- (1) 作成に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作

権処理等を行うこと。

- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属する。

5 業務委託期間

契約締結の日から平成26年3月23日まで

6 予算額

32,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

※平成25年5月23日（木）正午までにご提出ください。

（別紙様式1）

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託
説明会参加申込書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

住 所
会社名等
代表者氏名

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託に係る説明会
に参加します。

記

※当該企画コンペに係る担当者を記入してください。

担当部署名	
担当者職・氏名	
電話番号	
F A X	
参加人数	

※お預かりした個人情報等は、平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの
発信」業務委託に関する事務にのみ使用し、その他の目的に利用することはありません。

整理番号

※事務局で記入しますので、空欄のまま提出してください。

※平成25年6月3日（月）正午までにご提出ください。

（別紙様式2）

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託
企画コンペ参加申込書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

住 所
会社名等
代表者氏名

印

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託に係る企画コンペに参加したいので、下記書類を平成25年6月14日（金）正午までに提出します。

なお、当社は、同募集要項の参加資格の要件を満たす者であることを誓約します。

記

1 提出書類 提案書

※当該企画コンペに係る担当者を記入してください。

担当部署名	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail アドレス	

※ お預かりした個人情報等は、平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託に関する事務にのみ使用し、その他の目的に利用することはありません。

（参考）入札参加資格

平成25年度熊本県の入札参加資格があれば登録番号を記入してください。

※平成25年6月3日（月）正午までにご提出ください。

（別紙様式3）

実 績 書

（作成日 平成 年 月 日）

会社名・団体名	
代表者名	
所 在	
従業員数 （うち県内在住者数）	
担当者名	
連絡先	

過去3年程度の間に、同様の内容及び規模の業務を受託した実績を記載してください。

年月日期間	企画名称	概 要

※自社が中心となって受託したものの実績を記載してください。

※会社概要が分かるパンフレットがあれば添付してください。

※平成25年6月14日(金)正午までにご提出ください。

(別紙様式4)

提 案 書 (正(副)本)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代表者印

担当者所属氏名

電話番号

TEL:

FAX:

電子メールアドレス

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務募集要項に基づき、提案書を提出します。

(別紙様式5)

質 問 票

平成 年 月 日

熊本県知事公室 広報課長 様

団体名

部 署

担当者

電 話

FAX

E-mail

平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務募集要項に関して、次のとおり質問事項を提出します。

資料名		ページ	
項目名			
[質問事項]			

※ 質問は本様式1枚につき1問とし、簡潔に御記入願います。

※ 複数提出される場合は、枚数を記入してください。

枚中 枚

(別添資料)本県の主な赤の魅力及びイベント等

ジャンル	素材名	旬な時期(イベント時期)	概要
イベント	阿蘇の火まつり (火振り神事、大火文字焼き)	3月中旬	「火の国」を連想させる伝承
イベント	阿蘇草原の野焼き	3月	日本最大の草原(約22,000ha)を維持するために行われる春を呼ぶ風物詩
イベント	ロアッソ熊本 ※男子プロサッカー	3月～11月(シーズン戦)	チームカラーは赤、首都圏チームとの対戦有り
観光地	温泉	通年	全国5位の泉源数。多彩な泉質、古くからの湯治場と知られる温泉街、設備が充実したスパリゾートまで、様々なスタイルの温泉が楽しめる。お湯が赤く色づく温泉もあり。
観光地	阿蘇中岳	通年	「火の国」を連想させる、今なお噴煙を上げる阿蘇の火口
観光地	観光列車	いさぶろう・しんぺい九州横断特急	多数ある観光列車の中でも車体が赤
観光地	紅葉	五木・五家荘(10～11月)	九州最後の秘境と言われる五木・五家荘の紅葉
観光地	御輿来海岸の夕陽	2月	古くは通りがかった景行天皇があまりの美しさに御輿を止めて魅入ったという海岸の夕陽
観光地	天草西海岸の夕陽	9月～12月	東シナ海に沈む美しい夕陽が見られることから、夕陽の日本一づくりを目指している天草西海岸。
観光地	阿蘇くまもと空港の夕陽	11月、1月頃	日本一夕陽が綺麗な空港としてプロのカメラマン等から高い評価

ジャンル	素材名	旬な時期(イベント時期)	概要
県産品	トマト	通年。冬の時期(12月～2月)東京で流通しているトマトのうち熊本県産は40%程度(全国1位)	生産量が全国1位
県産品	スイカ	4月～6月	生産量が全国1位
県産品	いちご	12月～4月	生産量が全国3位
県産品	あか牛	通年	近年全国でも高い評価を受けているあか牛の唯一の種牛生産県。飼養頭数全国1位。
県産品	まだい	天然:2月～4月、10月～11月 養殖:周年	生産量(養殖)全国2位
県産品	くるまえば	天然:6月～8月 養殖:周年	生産量(養殖)全国3位
県産品	阿蘇ハヤシライス	通年	あか牛・トマトを使ったご当地グルメ
県産品	赤酒	通年	赤色の本県の加工品

※あくまで一例であり、提案内容に必須というものではない。

なお、今回の業務委託は、素材そのものを売り込むことよりも、「赤」と言えば熊本、熊本と言えば「赤」と首都圏の方々が連想できるようにすることを目的としているため、注意すること。